

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【公開番号】特開2009-142509(P2009-142509A)

【公開日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2009-026

【出願番号】特願2007-324077(P2007-324077)

【国際特許分類】

A 45 D 44/22 (2006.01)

【F I】

A 45 D 44/22 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月25日(2010.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

柄と、

前記柄の一端に導体によって形成されたローラと、

生成された電力が前記ローラに通電される太陽電池と、を備える美肌ローラ。

【請求項2】

導体によって形成されたローラと、

前記ローラを支持する把持部と、

生成された電力が前記ローラに通電される太陽電池と、を備える美肌ローラ。

【請求項3】

前記ローラが金属によって形成されていることを特徴とする、請求項1又は2に記載の美肌ローラ。

【請求項4】

前記ローラが金属の酸化物によって形成されていることを特徴とする、請求項1乃至3のいずれか1項に記載の美肌ローラ。

【請求項5】

前記金属が、

プラチナ、チタン、ゲルマニウム、ステンレス

から1種類以上選ばれることを特徴とする、請求項3又は請求項4に記載の美肌ローラ。

【請求項6】

前記ローラが光触媒を含むことを特徴とする、請求項1乃至5のいずれか1項に記載の美肌ローラ。

【請求項7】

前記光触媒が酸化チタンであることを特徴とする、請求項6に記載の美肌ローラ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この目的を達成するために請求項 1 に係る発明は、柄と、前記柄の一端に導体によって形成されたローラと、生成された電力が前記ローラに通電される太陽電池と、を備える美肌ローラであることを特徴とする。

また、請求項 2 に係る発明は、導体によって形成されたローラと、前記ローラを支持する把持部と、生成された電力が前記ローラに通電される太陽電池と、を備える美肌ローラであることを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項 3 に係る発明は、前記ローラが金属によって形成されていることを特徴とする。

請求項 4 に係る発明は、前記ローラが金属の酸化物によって形成されていることを特徴とする。

請求項 5 に係る発明は、前記金属が、プラチナ、チタン、ゲルマニウム、ステンレスから 1 種類以上選ばれることを特徴とする。

請求項 6 に係る発明は、前記ローラが光触媒を含むことを特徴とする。

請求項 7 に係る発明は、前記光触媒が酸化チタンであることを特徴とする。